

5月1日から5月7日は憲法週間です。

毎年、5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までを「憲法週間」とし、人権に関する正しい理解と認識を深めることを目的として日本国憲法が保障する基本的人権思想の普及・啓発を行っています。

憲法週間を機会に「基本的人権」の大切さについて考えてみましょう。



人権三法をご存じですか？

2016（平成28）年に差別の解消を目指し、下記の人権に関する三つの法律が施行されました。

「障害者差別解消法」

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きることのできる社会づくりを目的としています。障がいがあることを理由とした不当な差別を禁止し、合理的な配慮を求めています。

「ヘイトスピーチ解消法」

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識をあおる差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くことをめざしています。

「部落差別解消推進法」

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的書き込みなど、部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別のない社会の実現をめざしています。

新作DVDの紹介

- 『言葉があるから…』（31分）無自覚の差別「マイクロアグレッション」について
- 『職場 声に出せないハラスメント』（25分）性の多様性について
- 『STOP! DV』（29分）DV被害者にならないために
- 『靴下の穴から未来が見えた』上巻（27分）下巻（30分）部落差別問題について
※上記DVDの貸出やプロジェクター等の貸出を行っていますので、お気軽にご利用ください
- 申込み：人権・同和政策課（立岩人権啓発センター内）

TEL0948-26-1178 FAX0948-23-7048

人権相談事業 偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとする

さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

（相談無料・秘密厳守・出張可能）

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課（0948-43-4764）

「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	額田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：0570-003-110

子どもの人権 110番：0120-007-110

女性の人権ホットライン：0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。
詳細はホームページからご覧いただけます。

